

訪問リハビリテーション 料金表

平成29年3月1日 現在

		項目	内容	金額(円)		算定単位	
				1割	2割		
介護保険適用分	要介護利用者	基本料金	訪問リハビリテーション費	訪問リハビリテーションを実施した場合の基本料金です。1回あたり20分以上の指導を行った場合に1週に6回を限度として算定されます。	319	638	1回につき
		加算料金	短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に医師の指示により、集中的なリハビリテーションを実施した場合に加算されます。	211	422	1日につき
			リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直し、また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が介護支援専門員を通じて、他の指定居宅サービス事業者に対し、日常生活上の留意点等の情報を伝達している場合に加算されます。	64	127	
			リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	訪問リハビリテーション計画について医師が利用者又はその家族に説明し同意を得て、3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直している場合、また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、居宅サービス従業者又は家族に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行った場合に加算されます。	159	317	1月につき
			社会参加支援加算	当該訪問リハビリテーションの提供を評価対象期間において終了した者のうち指定通所介護、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が5%を超えており、当該訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みがあり、かつ当該訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が25%以上の事業所に加算されます。	18	36	1日につき
			サービス提供体制強化加算	サービスを提供する理学療法士又は言語聴覚士の内、勤続年数3年以上の者が1名以上配置されている場合に加算されます。	7	13	1回につき
	要支援利用者	基本料金	訪問リハビリテーション費	訪問リハビリテーションを実施した場合の基本料金です。1回あたり20分以上の指導を行った場合に1週に6回を限度として算定されます。	319	638	1回につき
		加算料金	短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から起算して1月以内の期間は1週に概ね2日以上、1日あたり40分以上、1月超3月以内の期間は1週に概ね2日以上、1日あたり20分以上の集中的なリハビリテーションを医師の指示により実施した場合に加算されます。	211	422	1日につき
			訪問介護連携加算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が、利用者の居宅を訪問し、利用者の身体の状態、家屋の状況、家屋内での日常生活動作等の評価を共同で行い、かつ理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がサービス提供責任者に対して、訪問介護計画を作成する上で必要な指導、助言をおこなった場合に加算されます。	317	633	1回につき
			サービス提供体制強化加算	サービスを提供する理学療法士又は言語聴覚士の内、勤続年数3年以上の者が1名以上配置されている場合に加算されます。	7	13	

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。

※一定以上の所得のある方(又は負担割合証に記載の負担割合が『2割』の方)は負担割合が2割になります。

実費負担分	要介護・要支援	交通費	片道 5km未満	通常の実施地域以外への居宅訪問は、交通費の自費が必要となります。 通常の実施地域については下記を参照して下さい。(注1)	200	1日につき
			片道 5km以上10km未満		400	
			片道 10km以上5km毎		200	
			有料道路、有料駐車場を利用した場合		実費料金	

注1:通常の実施地域は下記の通り

大津市(木戸学区、和邇学区、小野学区、葛川学区、伊香立学区、真野学区、真野北学区、堅田学区、仰木学区、仰木の里学区、仰木の里東学区、雄琴学区、日吉台学区、坂本学区、下阪学区、唐崎学区)